

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 31 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和7年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和7年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	8	0	3	5
指導事項	25	0	4	21
検討事項	0	0	0	0
計	33	0	7	26

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年10月14日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和7年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

子ども・女性部

機関名	監査結果	講じた措置
子育て支援課	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金に関する事務において、県が飛騨市（以下「同市」という。）から提出された変更交付申請書を見落とし、当該文書を国に進達しなかったため、令和6年3月31日までに同市になされるべきであった国の変更交付決定がなされなかったことにより、同市が当該変更交付決定に係る追加交付額相当分の交付を受けられなかったため、損害賠償金として追加交付額相当分295,000円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。	本事案は、補助金の変更交付申請に係る提出先を担当者の個人メールアドレスのみに設定していたため、別の職員が申請の有無を確認できず、結果として、飛騨市からメールによる申請があったことを見落としたことによるものである。 事案発生後、所属内の職員に対し、補助金の申請関係等について、メールでの提出に当たっては、提出先として所属メールアドレスを利用するよう周知徹底したほか、同様な過ちを犯すことのないよう、本事案について全庁的な会議の場で情報提供を行った。 今後、担当者、上席の職員及び出納員の複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐山高等学校	県が借主となる岐山高等学校職員駐車場に係る8件の賃貸借の契約事務において、総価契約とすべきところ単価契約としていたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、適切な契約方法に関する理解が不十分であったこと及び岐阜県会計規則取扱要領第111条関係の単価契約に関する規定を誤って解釈したことにより生じたものである。 監査結果を踏まえ、事務職員全員に本事案の内容、関係規定とその正しい解釈について周知し、適正な契約事務に関する理解の徹底を図った。 今後、同種の契約の際には、担当者、担当係長及び出納員の複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
大垣西高等学校	岐阜県立大垣西高等学校育友会からの借入物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 - 平成26年度に借入れにより取得した物品（レッグプレス）について、同育友会の了解を得ないまま廃棄していた。 - 令和6年度の現物実査において、上記1の借入物品の所在が確認できず、物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していた - 令和5年度に借入れにより新たに取得したとされる物品（レッグプレス）について、借入れする物品の内容を明らかにした書類が作成されておらず、物品登録調書による出納通知を行わないまま当該物品を供用していた。	本事案は、物品管理に対する職員の認識不足と「物品の現物実査実施要領」に基づく確認手順を怠ったことにより生じたものである。 監査結果を踏まえ、指摘項目1の物品については、令和7年7月22日に育友会へ廃棄報告を行うとともに、指摘項目3の物品については、令和7年7月11日に育友会から貸付の申込を受け、受諾の書面を交付した。なお、指摘項目3の物品は、貸付申込に対する受諾を行った時点の評価額を算定したところゼロ円であったことから、物品登録調書による出納通知は行わないものの、適正に管理すべく、借入物品である旨を当該物品に明示した。 また、職員会議で、物品の適正な管理と「物品の現物実査実施要領」の遵守を周知するとともに、会計事務を担当する事務部において、購入、管理換え、借入、寄付などあらゆる形態による物品の取得に係る取得時の必要な手続について、会計規則等の規定を再確認し、適正な管理を行う。 加えて、現物実査における現物確認作業において、実査担当者及び供用主任者に、現場補助員として会計員を加えて体制を強化し、物品一覧表の記載と現物の有無について確実な照合作業を行い、再発防止に努める。

（２）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
法務・情報公開課	岐阜県庁舎における文書の受領及び発送業務の委託に係る支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、履行期間初日を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、長期継続契約に係る一般競争入札において、契約締結日を支出負担行為整理日とすることを担当者が認識していなかったことによるものである。 監査結果を踏まえ、「長期継続契約に係る会計事務の留意点について（通知）」（平成29年12月19日付け出第460号）を、担当者、会計員及び収支等命令者で確認し理解の徹底を図るとともに、課内職員にも周知した。 今後は、長期継続契約に係る決裁の過程で、上記通知に基づいた会計事務がなされているかについて、担当者、会計員及び収支等命令者の複数職員により確認をし、再発防止に努める。

総合企画部

機関名	監査結果	講じた措置
デジタル戦略推進課	令和５年度ぎふ地域DX推進補助金（市町村分）の一部返還に係る収入事務において、納入通知書の納期限を、納入通知書発付日である令和６年11月27日から20日以内とすべきところ、令和６年12月20日としていたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、納期限に係る規定の確認が不十分であったことによるものである。 監査結果を踏まえ、会計規則に定める納期限について課内職員に再徹底するとともに、同様の誤りが発生しないよう、決裁時において担当者、担当係長、会計員及び出納員の複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
	物品の管理事務において、購入した聴覚障がい者向け字幕表示システムの取得価格を391,600円として物品登録をすべきところ、設置料31,350円及び年間ライセンス料132,000円を含めた554,950円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	本事案は、備品代金と設置料等が判然としている場合は備品代金のみの価格を取得価格として物品登録するという認識が不十分であったことによるものである。 監査結果を踏まえ、取得価格を備品代金のみの金額として物品登録を直ちに修正し、あわせて、備品登録における取得価格の考え方について課内職員に再徹底するとともに、同様の誤りが発生しないよう、決裁時において担当者、担当係長、会計員及び出納員の複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
水資源課	物品の処分事務において、不用決定の 手続を行わないまま廃棄されているもの があったので、今後は適正に処理され た い。	本事案は、新しく水位観測機器を購入した 際、既設の観測機器について、不用決定の手続 を失念したまま廃棄していたものである。 物品処分事務に遺漏のないよう、不用決定に 係る現行の物品処分フロー図を課員に周知し た。 今後、物品を処分する場合は、関係規程に基 づく適正な手順に沿って進めるとともに、出納 員を含め複数の職員によるチェックを徹底し、 再発防止に努める。